

元市市第 1335号
令和元年 12月 24日
(2019年)

吹田市個人情報保護審議会 会長 様

吹田市長 後藤 圭

個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づき、下記の事項について
諮問します。

記

窓口受付支援システム構築及び運用保守における新たな電子計算機処理に係る
個人情報の保護について

吹田市窓口受付支援システムの構築及び運用保守業務に伴う新たな電子計算機処理について

1. 環境する項目 (説明の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項)
2. 対象業務	窓口受付支援システムの構築及び運用保守業務
3. 業務概要	<p>1 目的・効果 令和3年1月より住民異動届出に係る書類をスキャナ一機器で読み取る窓口受付支援システムを導入することにより、事務処理の迅速化を図り、来庁者の待ち時間を解消させ、市民サービスの向上を図ることを目的としています。また、現在稼働している住民記録システムとデータ連携を図ることができることにより、職員の入力作業に係る負担の軽減につながります。</p> <p>2 概要 来庁者にお持ちいただく転出証明書等に記載されている住民票登録事項をスキャナーで読み取ることにより、転入届出書への記入内容が省略できます。届出内容の確認については来庁者と職員がモニタ画面を見ながら行い、最終的に電子署名をもって届出手続きの完了とします。届出の際に確認が必要な本人確認書類も同様に、スキャナーで読み取りデータとして保存します。読み取ったデータについては、専用回線(LGWAN)を通じて、本市庁舎内のサーバーに保存します。</p> <p>現行の手続きは、市民課窓口で来庁者が番号札を取り届出書記入(①)、受付、職員が手書きで修正(②)、職員が届出内容を入力(③)、職員により入力内容を確認(④・⑤)し証明書を発行(⑥)しています。システム導入後は来庁者が番号札をとり(①')、職員が届け出内容をスキャナーで読みとり、来庁者と共にモニタ画面を見ながら修正(②')、内容確認後来庁者が電子署名を行う(③')。職員が住民記録システムとデータ連携を確認(④')、入力内容の確認(⑤'・⑥')を経て証明書を発行します(⑦')。</p> <p>(別紙1 1市民課手続きに係る事務処理フロー図参照)</p> <p>以上のように住民移動届け出のうち、本市への転入届出に係る来庁者の事務手続きや待ち時間の短縮につながります。また現行の住民記録システムとのデータ連携を図ることができることにより、職員が再度同システムに</p>

	<p>入力する必要もなく、届出内容を確認する必要もなくなり、事務処理の迅速化や負担軽減が図られるものです。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>本システム自体は LGWAN-ASP を使用するものになりますが、住民記録に係る個人情報については、市庁舎内にあるサーバーに保存します。事務処理上マイナンバーも記録されますが、庁舎内サーバーに保存することで、適正な個人情報の管理ができます。現在、転出証明書と住民異動届出書は 3 年間保存した後に廃棄していますが、システム導入後も市民が持参した転出証明書等は現行どおり紙のまま保存します。システム導入後も保存するデータについては、現行と同じ様に 3 年間の保存後、破棄します。</p> <p>保存したデータは必要に応じて印刷も可能ではあります、データとして保存することで、書類の紛失を防ぎます。</p> <p>システムにかかるアクセス記録については、アクセス権限を設定すると共に、誰がいつログインしたかの記録を 3 年間保持します。</p>
4. 個人情報の内容	(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 住所（住民登録地） (4) 性別、(5) 個人番号 (6) その他住民基本台帳に登録される事項
5. 審議に諮る理由	今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。
6. 今後の予定	令和 3 年（2021 年）1 月 稼働予定
7. 担当室課	市民部市民課

・LGWAN(Local Government Wide Area Network) : 都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した総合行政ネットワーク。全国の地方公共団体の庁内 LAN と直結し、情報交換や共有、一部の情報システムの共用化などを行っており、インターネットからは切り離された閉域ネットワークであり、各庁舎内のコンピュータやネットワークもインターネットとは切り離された独立した区画となっている。

・LGWAN-ASP: 府省、地方公共団体、公益法人、民間企業等が LGWAN 経由で提供するサービスで、機材の購入やシステムの管理などにかかるとされていたさまざま

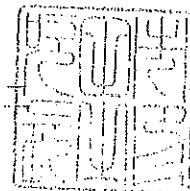
手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがあるため総務省も利用を推奨している。

セキュリティ対策については、各事業者ともファイアーウォールやセキュリティパッチの適宜適用を行っている。

元健保第 1569 号
令和元年 12 月 27 日
(2019 年)

吹田市個人情報保護審議会会长様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

乳がんマンモグラフィ読影診断システム構築に係る個人情報の保護について

乳がんマンモグラフィ読影診断システムに伴う新たな電子計算機処理について

1. 質問する項目 (質問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項)
2. 対象業務	乳がんマンモグラフィ読影診断システム構築
3. 業務概要	<p>1 目的 「吹田市乳がん検診」について、「マンモグラフィ(*)」の画像フィルム及び読影結果等をデジタル化し、新たに導入する乳がんマンモグラフィ読影診断システム（以下、システムと呼びます。）を用いた診断に変更するものです。</p> <p>これにより、業務効率化や、システムによる診断精度の向上などの効果を上げることを目的としております。</p> <p>* マンモグラフィとは、乳房専用のX線撮影装置、いわばレントゲン検査を行う装置であり、乳がんの早期発見に欠かすことのできない、有効な画像診断方法の1つです。</p> <p>2 効果 デジタルデータ化により、現在実施している物理フィルムの仕分けや過去フィルムの手配等の作業が不要となること、データ整理が容易となること、システムの診断支援機能により、読影医師の診断精度が向上すること等の効果が期待できます。</p> <p>3 個人情報の取扱い ※「別紙1－1 二次読影体制（乳がん検診）に係るデジタル化後の作業の流れ」参照 以下のとおりの取り扱いを想定しております。</p> <p>(1) 各一次医療機関において、受診票及びマンモグラフィ撮影画像データを取得します。</p> <p>(2) 各一次医療機関から受診票及びマンモグラフィ撮影画像データを二次読影委託機関へ運搬（データはCD-R等の媒体に格納）し、システムに格納・集約します。</p> <p>システムから一次読影用ファイルを作成し、再度一次医療機関へ運搬（データは専用USB媒体に格納）します。</p> <p>(3) 一次読影医療機関において、専用USB媒体内の一</p>

次読影用ファイルを使用し、一次読影を実施します。

一次読影結果を記録（データは専用 USB 媒体に保存）し、再度、二次読影委託機関へ運搬します。

- (4) 二次読影委託機関において、一次読影用ファイルをシステムへ格納し、システムにてモニター等を用い二次読影を実施します。

二次読影結果・総合判定を記録（データはシステムに格納）します。

- (5) 二次読影委託機関は、画像を除く検診結果情報を CD-R 等の媒体にて保健センターに提出し、本市が市民の検診情報等を保存・管理するために保有する「健康情報管理システム」へ格納します。

なお、当該個人情報のうち画像を除く検診結果情報については、現在においても「健康情報管理システム」にて電子計算機処理を行っております。

4 情報セキュリティ対策

以下のとおりの情報セキュリティ対策を想定しております。

- (1) 各一次読影医療機関

契約に際して、マンモグラフィ撮影画像は、外部への漏えいのないよう、セキュリティ要件を定めます。

また、一次読影を行うに際しては、システムが作成する一次読影用ファイルを、暗号化した専用 USB 媒体に格納し、複製等ができないように設定いたします。

- (2) 二次読影委託機関などへの運搬

本市と契約する二次読影委託機関が行います。契約に際して、再委託する場合の制約条項の順守や、必要に応じ鍵付きのケース等を用いる、データを暗号化する、などのセキュリティ要件を定めます。

- (3) 二次読影委託機関

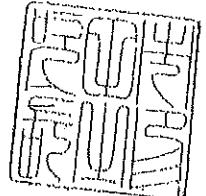
システムはスタンドアローンとします。ユーザ制御・ID によるアクセス管理を行うとともに、システムを施錠できる場所に設置し、情報の機密性を確保します。

	<p>また、アクセスログ、作業ログを保存・管理し、不適切な利用や不正アクセスがないかの確認を行います。</p> <p>一次読影医療機関、運搬時、二次読影委託機関それぞれのポイントで情報セキュリティ対策を実施します。</p>
4. 個人情報の内容	別紙1－2 個人情報記録項目一覧のとおり
5. 審議に諮る理由	今回の業務が、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。
6. 今後の予定	<p>令和2年9月までプロポーザル方式によりシステムの提案を募集の予定（実施に向け現在調整中）</p> <p>令和2年10月～令和3年12月 構築</p> <p>令和4年1月稼働予定</p>
7. 担当室課	健康医療部 保健センター

元土道第 855-2 号
令和元年 12 月 25 日
(2019 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

統合型 G I S 基盤の要望受付システム構築に係る個人情報の保護について

統合型G I S基盤の要望受付システム構築に伴う新たな電子計算機処理について

1 質問する項目 (質問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項)
2 対象業務	統合型G I S基盤の要望受付システム構築業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>現行、当室の多くの情報は、個人で作成したエクセルデータまたは紙の台帳での管理をしており、管理物件の多さを理由に情報共有が課題となっています。</p> <p>管理物件の情報を統合型GISに集約することにより、職員間での共有がこれまでより容易となり、また、災害時等においてもデータを安全に保有できます。</p> <p>何より、道路室の特性として管理物件が多い故に苦情も連日多く寄せられますが、苦情内容を蓄積及び分析できるシステムがないため、抜本的な解決を取っていないことが課題です。統合型GISの利活用は、当室の問題解決及び働き方改善に大きく寄与できると考えているため。</p> <p>2 効果</p> <p>統合型GISに管理道路物件データを掲載することにより、施設管理手法及び検索の簡素化を行うことが出来ます。</p> <p>また、GIS基盤地図を使用したシステムを構築し、年間約4000件寄せられる苦情応対内容について台帳管理を可能にすることにより、暦年の苦情内容の管理を容易にします。受付時間の短縮及び以前の応対内容等を検索する手間を省き、用紙の記入時間を削減することで人件費削減をするとともに、苦情が多い箇所、内容を積み重ねることで抜本的な解決方法を模索することが可能となり、市民サービスの向上を目指します。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>別紙「ネットワーク構成」及び「システム構成」参照</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>別紙、「ネットワーク構成」及び「システム構成」のとおり、情報政策室所管の統合型G I Sと連携するシステムであることから、府内ネットワークに接続できる端末</p>

	<p>のみ閲覧可能となります。</p> <p>システムに入力したデータは、インターネットと分離されたLGWAN回線を使用し、安全に保たれ外部流出を防ぎます。</p> <p>入力データを保管するデータセンター要件は、別紙「吹田市統合型GIS再構築業務仕様書 4.(3)データセンター要件」の通りの内容となっており、十分なセキュリティ対策を講じているデータセンターを利用します。個人情報は、安全なデータセンターで保管されます。</p> <p>外部からのアクセスは、ファイアーウォールにより不可能です。</p> <p>なお、将来的には、庁内ネットワークに接続できるルーターを使用し、セキュリティ対策を万全に施したタブレットにより現場からの入力・確認をする想定をしています。</p>
4 個人情報の内容	<p>1. 受付情報</p> <p>(1) 氏名 (2) 団体・会社名 (3) 住所 (4) 電話番号 (5) 受付日 (6) 要望内容 (7) 要望受付方法</p> <p>2. 処理情報</p> <p>(1) 調査内容 ※調査内容に物件所有者情報等が含まれる場合あり (2) 処理内容</p>
5 審議に諮る理由	今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならぬいため。
6 今後の予定	令和2年度中に構築し、令和3年4月～稼働予定
7 担当室課	道路室